

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日に当  
るときは、その翌  
の日)

## 目次

- ◇規 則 鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則
- ◇告 示 身体障害者福祉法による医師の指定  
保険医療機関等の指定  
保険医の登録(二件)  
土地改良事業計画の適否の決定(二件)  
開発行為に関する工事の完了  
都市計画事業の認可(二件)  
鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等の一部改正
- ◇教委告示 教育委員会の招集
- ◇公 告 危険物取扱者講習の実施  
高圧ガス販売主任者試験の実施

## 規 則

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十三年九月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

### 鳥取県規則第五十六号

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第六十五条中「及び監理係」を「、監理係及び指導係」に改める。

附 則

この規則は、昭和五十三年十月一日から施行する。

## 告 示

### 鳥取県告示第七百六十一号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項に規定する医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則(昭和三十四年四月鳥取県規則第十三号)第二条の規定により告示する。

昭和五十三年九月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七百六十二号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ第三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和五十三年九月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

診療科目	氏名	勤務先又は居住地
内科	山崎 弘己	鳥取市江津七三〇番地 県立中央病院
内科	吉野 行夫	倉吉市下田中三四三番地 県立厚生病院

名称	所在地	指定年月日
入江内科医院	鳥取市西町二丁目二二	昭和五十三年九月一日
産科、婦人科大石医院	鳥取市鍛冶町五三	"
中村医院	米子市上後藤八〇一五	昭和五十三年九月十四日
医療法人勲誠会 米子子病院	米子市日原三一九の一	昭和五十三年九月一日
米子医療生活協同組合 米子診療所	米子市博労町三丁目 八〇一	"
尾崎医院	八頭郡八東町大字才代 二八二	"

大槻医院	八頭郡智頭町智頭 一五一〇一	昭和五十三年九月十四日
赤碓国民健康保険 赤碓診療所	東伯郡赤碓町赤碓 一九二〇一三三	昭和五十三年九月一日
佐々木医院	東伯郡関金町関金宿 一五一五	"
算齒科医院	鳥取市吉方二丁目五五二	"
田村齒科医院	鳥取市末広温泉町二一九	"
秋山齒科医院	鳥取市瓦町七〇一	"
涌島齒科医院	鳥取市二階町二丁目 一一〇	"
谷口齒科医院	鳥取市扇町八六	"
地原齒科医院	鳥取市栄町六四七	"
岸本齒科医院	鳥取市本町二丁目二二八	"
熊谷齒科医院	鳥取市二階町二丁目 一一六	"
中本齒科医院	鳥取市茶町三一〇	"
中村齒科医院	鳥取市末広温泉四六三	"
辻本齒科医院	米子市奥谷町九五五	"
齒科吉田医院	米子市和田町一八〇八	"
樋口齒科医院	倉吉市新町二丁目 二二七七	"

小坂薬局	米子市糀町一丁目一八	"	田中歯科医院	倉吉市明治町 一〇二五一一	"	諏訪部歯科医院	倉吉市瀬崎町二七六〇	"	田中歯科医院	倉吉市越中町二一〇〇	"	小徳歯科医院	境港市外江二〇六一	"	岩美歯科診療所	岩美郡岩美町浦富 一〇三九一八	"	井上歯科医院	八頭郡家町郡家 六四七一	"	谷口歯科医院	八頭郡河原町河原 五四一七	"	門脇歯科医院	東伯郡赤碓町大字赤碓 一五一四	"	吉井歯科医院	東伯郡東郷町大字松崎 四四七	"	中曾歯科医院	西伯郡会見町万天五三九	"	常田薬局	鳥取市西町二丁目一〇一	"	ふじや薬局	鳥取市川端二丁目二一五	"	大村薬局	鳥取市片原三丁目二〇一	"	川口薬局	鳥取市賀露町 一五三九一二	"	木下薬局	米子市西倉吉町五七	"
------	------------	---	--------	------------------	---	---------	------------	---	--------	------------	---	--------	-----------	---	---------	--------------------	---	--------	-----------------	---	--------	------------------	---	--------	--------------------	---	--------	-------------------	---	--------	-------------	---	------	-------------	---	-------	-------------	---	------	-------------	---	------	------------------	---	------	-----------	---

森下薬局	八頭郡智頭町大字智頭 一六七六	"	森田薬局	八頭郡八東町大字富枝 四八	"	木島薬局	八頭郡若桜町下町三八〇	"	对山堂薬局	境港市本町三〇	"	景山薬局	境港市本町二	"	本町薬局	境港市本町一四一一	"	富谷薬局	倉吉市河原町一九〇四	"	河本薬局	倉吉市東仲町二六一八	"	ホシ薬局	倉吉市大正町一〇七九	"	尾崎薬局	倉吉市上井三〇七	"	小林薬局	倉吉市明治町 一〇三二一六	"	増谷慶一郎薬局	米子市明治町二二二	"	稲田松太郎薬局	米子市紺屋町一	"	渡部薬局	米子市四日市町八七	"	桑谷至誠堂薬局	米子市万能町九	"	福田聰薬局	米子市日野町七	"
------	--------------------	---	------	------------------	---	------	-------------	---	-------	---------	---	------	--------	---	------	-----------	---	------	------------	---	------	------------	---	------	------------	---	------	----------	---	------	------------------	---	---------	-----------	---	---------	---------	---	------	-----------	---	---------	---------	---	-------	---------	---

島雄薬局	気高郡気高町大字宝木 九一〇	"
徳吉薬局	気高郡鹿野町今市 六二五―二	"
中原薬局	気高郡青谷町青谷 三八五七	"
福市薬局	気高郡気高町大字勝見 六九〇	"
三朝薬局	東伯郡三朝町三朝 九七二―六	"
御舟薬局	東伯郡三朝町三朝八八八	"
藤井薬局	西伯郡淀江町大字淀江 八二二	"
岡本薬局	鳥取市立川町五丁目 二〇一―七七	"
日本歯科わこう診療所	米子市東福原五二	昭和五十三年九月十二日
山崎内科医院	鳥取市立川町五丁目 二〇一―七五	昭和五十三年九月一日
熊谷齒科医院	鳥取市南吉方一丁目六一	昭和五十三年八月十六日
小坂薬局	米子市糺町一丁目一八	昭和五十三年九月一日
橋本外科医院	鳥取市大杓本木 二〇四―三	昭和五十三年九月六日
庄司医院分院	鳥取市湖山町北二丁目 五四七	昭和五十三年八月十八日
岸田医院	鳥取市立川町二丁目 一一四	昭和五十三年九月一日

鳥取県告示第七百六十三号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和五十三年九月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
永 美 善 男	鳥歯第三六〇号	昭和五十三年八月十八日
藤 原 憲 治	鳥医第二、二八六号	昭和五十三年八月二十一日

鳥取県告示第七百六十四号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和五十三年九月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
外 間 康 男	鳥医第二、二八七号	昭和五十三年八月二十四日
小 川 東 明	鳥医第二、二八八号	"
井 上 明 道	鳥医第二、二八九号	"
前之園 省 三	鳥医第二、二九〇号	"
猪 妻 忠 治	鳥医第二、二九一号	"
日 比 谷 潔 志	鳥医第二、二九二号	"

鳥取県告示第七百六十五号

昭和五十三年七月十七日付けで境港市から申請のあつた土地改良(中野地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年九月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類  
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間  
昭和五十三年九月十三日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所

境港市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百六十六号

昭和五十三年七月十九日付けで東伯町から申請のあつた土地改良(三本杉地区ほ場整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年九月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類  
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間  
昭和五十三年九月十三日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所  
東伯町役場
- 四 異議の申出  
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百六十七号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十三年九月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十二年十二月二十三日 鳥取県指令受都計第四百五十号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市雲山字田村田

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市片原一丁目一〇七番地

有限会社海南開発

代表取締役 森岡大之郎

鳥取県告示第七百六十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年九月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 施行者の名称

鳥取市

二 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画公園事業 第二・二・四十三号 浜坂公園

三 事業施行期間

昭和五十三年九月十二日から昭和五十四年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分 鳥取市浜坂字東浜地内

使用の部分 なし

鳥取県告示第七百六十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年九月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 施行者の名称

鳥取市

二 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画公園事業 第二・二・十五号 泉公園

三 事業施行期間

昭和五十三年九月十二日から昭和五十四年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分 鳥取市湯所町二丁目地内

使用の部分 なし

鳥取県告示第七百七十号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号(鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について)の一部を次のように改正し、昭和五十三年九月十八日から施行する。

昭和五十三年九月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

第三号の表の株式会社鳥取銀行の項中

五千石支店 米子市福市

五千石支店	米子市福市
旗ヶ崎支店	米子市旗ヶ崎

を に改める。

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和五十三年九月十二日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 顕

- 一 日時 昭和五十三年九月二十二日 午前十一時十五分
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二七一番地 鳥取県教育委員会 委員会室
- 三 議題

1 鳥取県立鳥取青年の家の管理運営に関する規則の一部改正について

2 その他

公 告

消防法(昭和23年法律第186号)第13条の5の規定により、危険物取扱者講習を次のとおり実施する。

昭和53年9月12日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

1 講習の日時及び場所

- (1) 昭和53年10月16日 午前10時から 鳥取県庁
- (2) 昭和53年10月17日 午前10時から 鳥取県中部総合事務所
- (3) 昭和53年10月20日 午前10時から 鳥取県西部総合事務所

2 受講手続

- (1) 受講申請書の受付期間

昭和53年9月18日から同月28日まで(郵送による場合は、9月28日までの消印のあるものに限る。)

(2) 提出書類

危険物取扱者受講申請書

3 受講手数料及びその納付方法

- (1) 受講手数料 1,600円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受講申請書の手数料

欄にはり付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。

- 4 受講申請書の提出先  
鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県総務部消防防災課
- 5 その他  
受講当日は、危険物取扱者免状を持参すること。

高圧ガス取締法（昭和26年法律第204号）第31条第2項の規定により、  
昭和53年度高圧ガス販売主任者試験を次のとおり実施する。

昭和53年9月12日  
鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 1 期日  
昭和53年10月22日（日）
- 2 場所  
鳥取市及び米子市
- 3 試験の種類、試験科目及び時間

試験の種類	試験科目	時間
第一種販売主任者免状に係る試験	高圧ガス取締法に係る法令 高圧ガス（液化石油ガスを除く。）の販売に必要な通常の保安管理の技術	10時00分から 12時00分まで
第二種販売主任者	高圧ガス取締法に係る法令	10時00分から

免状に係る試験

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）に係る法令  
液化石油ガスの販売に必要な通常の保安管理の技術

12時00分まで

4 受験手続

次の書類を鳥取市東町一丁目220番地鳥取県総務部消防防災課に提出すること。

- (1) 受験願書  
鳥取県総務部消防防災課及び鳥取県LPガス協会に備え付けてある所定の用紙を使用すること。
- (2) 写真  
手札形で、出願前6箇月以内に撮影した正面上半身像のものを受験願書の所定欄にはり付けること。
- (3) 高圧ガス保安協会講習修了証又はその写し（高圧ガス取締法第31条第3項の規定により試験の一部を免除される者に限る。）
- 5 手数料及びその納付方法
  - (1) 手数料  
第一種販売主任者免状に係る試験 1,300円  
第二種販売主任者免状に係る試験 1,000円
  - (2) 納付方法  
(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書にはり付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。



## 6 受験願書の受付期間

昭和53年9月21日(木)から同月30日(土)まで

## 7 その他

- (1) 受験願書を受理したときは、受験票を交付する。
- (2) 試験の結果は、合格者に通知する。
- (3) 不明な点は、鳥取県総務部消防防災課に問い合わせること。